「非常用発電設備等の購入者に対する電気事業法に基づく規制の周知について」

経済産業省では、令和4年5月に出力10kW以上の可搬形・非常用発電設備を設置する者に対し、電気事業法で定める「①電気主任技術者を選任すること、②保安規程を届け出ること」を周知するパンフレットが作成されています。

併せて、5月17日付けで経済産業省HPに「非常用発電設備等の購入者に対する電気事業法に基づく規制の周知について」が掲載されています。

上記の設備を設置するに当たっては、以下にアクセスしてパンフレットを御覧いただき、 法令を遵守し、電力安全の確保に努めてください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/05/202205 17.pdf

なお、次ページ以下に上記のパンフレット内容を掲載しています。

以上

ご存じですか?

一定出力以上の**可搬型・非常用発電設備**は **「電気事業法に基づいた届出」** が必要です!

発電設備(出力10kW以上)をお持ちの方へ

※出力10kW (若しくは12.5k VA)以上

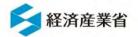


電気は取扱いを誤ると<mark>感電・火災等の事故を引き起こす可能性</mark>があります。事故等を未然に防ぐために、一定出力以上の発電設備をお持ちの方は、以下の手続きが必要です。

- ・電気の安全に関する専門知識を有する資格者(主任技術者)を決めて、電気設備の点検や工事の監督等に従事してもらう。
- ・安全に使用するために主任技術者が行う点検や役割を定めた ルール(保安規程)を作成する。

なお、点検等の業務は専門家に委託することができますので詳しくは裏面へ。

電子申請も可能ですので、わからないことがあれば裏面の問い合わせ窓口に記載しているお近くの産業保安監督部までご連絡ください。



<主任技術者について>

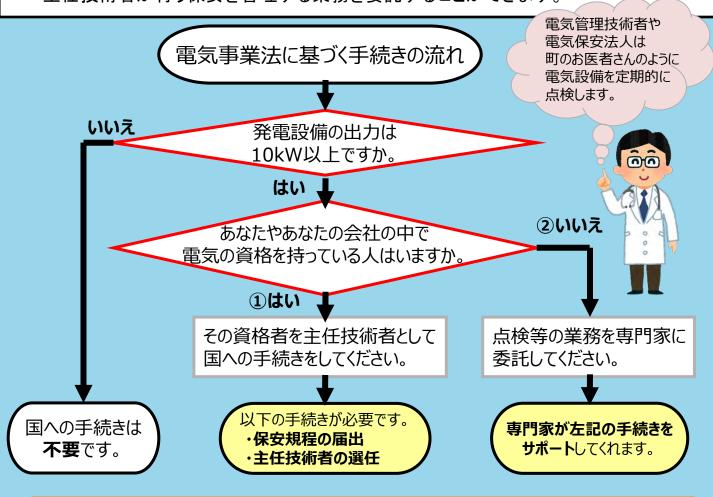
設備ごとに主任技術者を次の①か②のいずれかの方法で決めることができます。

①本人又は社内の従業員等が電気主任技術者や電気工事士等の資格を お持ちの方 (主任技術者の選任)

上記の資格をお持ちの方を主任技術者とすることができます。

②上記以外の方 (保安管理業務の外部委託)

電気管理技術者(設備の点検等を専門的に行っている個人事業主)や**電気保安法人** (設備の点検等を専門的に行っている法人)など、**国の認定を受けた専門家**に 主任技術者が行う保安を管理する業務を委託することができます。



<発電機のトラブル事例>

- ①燃料等の劣化により発電機が起動しない。或いは、起動しても途中で停止する。
- ②バッテリ上がり(蓄電容量不足)により発電機が起動できない。

電気事業法についての問い合わせ窓口 エリア/組織名/電話番号

北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-2311 内線2720	近畿	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
東北	関東東北産業保安監督部 東北支部電力安全課	022-221-4947	中国	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
関東	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0385	四国	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
中部	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817	九州	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
北陸	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580	沖縄	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474